

## 議長

農業委員現在数 14 名、出席 13 名、欠席 1 名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和 3 年度第 11 回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第 13 条の規定により、第 2 番 川鍋委員さん、第 3 番八木委員さん指名いたしますのでよろしく願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

## 事務局

前回の総会から今日までの日程行事につきまして報告いたします。

2 月 4 日、青梅市農業対策審議会を市役所会議室にて開催し、加藤会長と鈴木農政部会長と出席いただきました。

2 月 21 日、次世代人材投資事業審査会を市役所において開催し、川口土地部会長に出席いただきました。報告は以上です。

## 議長

以上で報告を終わります。

次に日程 4 の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」7 件を上程いたします。

整理番号 1 番から 3 番について、石川委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号 5 番 石川です。

整理番号 1 番について説明します。

2 月 16 日、事務局 2 名と申請人息子さん立会いの下、現地調査いたしました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

## 委員

この畑は自宅の裏の畑で、白菜、大根、ネギが、昨年末まで栽培してあったのですが、現在はネギが少し残っていて、今後は、里芋、オクラ、大根を作る予定だそうです。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

この場所は休耕地の田んぼだったので草は生えていましたが、夏場は草刈りをして管理した後が確認されました。田んぼですが、水がなかなかこないそうなので、今年は野菜を作る予定だそうです。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑 面積

この畑は何も栽培されておりませんが、春にはヤーコン、里芋、大根を栽培される予定です。耕うんはされており、きれいに管理されていました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは一団の畑で、何も作られておりませんでした。耕うんがしっかりとされており。今後春に向けて、ジャガイモ、ヤーコン、大根、ネギ、白菜と植え付けをしていくそうです。

6筆ともきれいに管理されていることを確認しました。

## 委員

整理番号 2 番について説明します。

2 月 1 6 日、事務局 2 名立会いの下、現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この 2 筆は一団の畑で自宅の裏にあり、ビニールハウスが 1 棟立ててあり、畑にはネギ、白菜、菊芋が栽培されていました。当日立会いされなかったため、後日話を聞きに行ったところ、今回は白菜を植えつける時期を失敗したとおっしゃっていました。菊芋は今収穫しているところで、伺った日にも出荷の準備をしていました。今後はナス、トウモロコシ、キュウリの植え付けを行い、ハウスではトマトを栽培していくそうです。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

ここは自宅前の畑で、まだ収穫後の野菜が残っていましたが、春に向けて堆肥を入れ、耕うんして準備をしていくそうです。こちらにもトウモロコシ、キュウリ、菊芋を栽培していく予定だそうです。小さいハウスが 1 棟あったのですが、中にはシイタケの原木があり、今後はシイタケときくらげを作ってみるとも話していました。

3 筆とも良好に管理されていました。

整理番号

2 月 1 6 日、事務局 2 名と申請人立会いの下、現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

## 委員

この2筆は自宅の裏にあり、クロッカス、ダリア、桔梗など全部で8種類ほどの切り花用の植物が栽培されました。今は冬なので枯れていましたが、この後刈り取りをして準備をしていくそうです。あと挿し木用のブルーベリーが植えてありました。この畑は植木畑で、売れ残りや大きくなった植木を片付けている最中で、多少根っこが畑の方に転がっていましたが、今後片づけ次第、切り花用の宿根草の面積を増やしていくそうです。

以上2筆とも良好に管理されていることを確認いたしました。

よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号4番について、梅田委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号7番 梅田です。

整理番号4番について説明します。

2月17日、申請人立会いの下、現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

新町5丁目（地番）一団の畑で物見塚通り、今井3丁目交差点裏にあるガラス温室2棟です。3月にナス、ピーマン苗を作る予定で、隣のビニールハウスでは、ハスの苗を作る予定とのことでした。

新町6丁目（地番）では、のらぼうが栽培され、取り残しがあるところはトラクターをかける予定だそうです。夏にはサツマイモを作ったそうです。その後トラクターで耕うんされておりました。

よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号5番について、町田委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号5番の町田です。

整理番号5番について説明します。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

北側には収穫したあとがありました。南側には、ツバキ、チューリップが植えてありました。

地番、地目畑、面積

この畑には、大根、のらぼう等が植えてあり、きちんと管理されておりました。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、

梅の木が植えてあり、剪定作業もされていきました。

全体的に管理されておりました。

以上、よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号6番および7番について、福島委員さんの説明をお願いします。

## 委員

推進委員の福島です。

整理番号6番と7番について説明します。

2月15日、現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

この畑には、ブロッコリー等が植えてありました。

## 委員

地番、地目畑、697 m<sup>2</sup>、面積

地番、地目畑、611 m<sup>2</sup>、面積

地番、地目畑、222 m<sup>2</sup>、面積

地番、地目畑、614 m<sup>2</sup>、面積

この畑は一段の畑で、地番には植木類が植えてありました。草取りはきれいにしてあります。

地番、この周囲は草取りはしてありましたが、何も植えてありませんでした。

地番、この畑には、ほうれん草、のらぼうが植えてあり、長ネギ、玉ねぎの苗が準備してありました。

以上です。

よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

## 議長

挙手 12名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」7件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

## 議長

次に、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」3件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」御説明申し上げます。議案の2ページを御覧ください。

### 整理番号1番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の、  
さんが令和3年10月4日に死亡されたため、相続人である、  
さん、  
さん、  
さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、2月18日に加藤会長と行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

### 次に整理番号2番。

農地所有者の、  
さんが令和3年8月15日に死亡されたため、相続人である、  
さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、第1号と同様に、2月18日に加藤会長と行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

### 次に整理番号3番。

農地所有者の、  
さんが令和3年8月10日に死亡されたため、相続人である、  
さん、  
さん、  
さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、2月15日に鈴木清委員さんと行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番および2番について、担当委員のわたしから説明いたします。

## 委員

整理番号1番について説明します。

本人の立会いはありませんでしたが、事務局2名と現地調査を行いました。

前は梅の木がたくさん乱雑にあったのですが、全部抜本し畑として管理されております。

整理番号2番について説明します。

本人の立会いはありませんでしたが、事務局2名と現地調査をおこないました。

畑は作物はなく、トラクターをかけてきれいにされておりました。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号3番について、鈴木清委員さんの補足説明は何かございますか。

## 委員

議席番号13番 鈴木です。

この場所は、歩道になっていまして、畑が出荷前の植木になっていまして、一部が出荷されているそうです。近々きれいになると思います。

その下は、委託されたさつきの苗木が植えられておりました。後日伺った話ですと、出荷は始まっていて、年度内には完了するというものでした。適切に管理されており問題ないと思います。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。



## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

## 議長

挙手 12 名により、可決されました。

よって、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」3件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」2件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」御説明致します。議案の3ページを御覧ください。

それでは、整理番号1番について御説明いたします。

本件につきましては、使用借人および使用貸人より青梅市に利用権設定の申出があり、各案件について、青梅市が農用地利用集積計画（案）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

《議案参照。読み上げ》

次に《議案第3号 別紙1》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の更新の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は令和4年3月11日から令和9年3月10日までの5年間。

裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

## 事務局

また、利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第3号 別紙2》の調書を御覧ください。

### ◎農業経営基盤強化促進法第18条第3項

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でございますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなどが示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。

続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本案件では適用いたしません。

続いて第3号のロについても、「法人である場合」でございますので、本案件では適用いたしません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただき同意をもらっております。従いまして権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また【議案第3号別紙3】作付計画書を御覧ください。記載のとおり、申請地においては緑肥をまいた後、ニンジン、キャベツを行う予定になっております。

現地調査につきましては、2月17日に森谷委員さんと行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

## 事務局

次に整理番号2番

《議案参照。読み上げ》

まず、お配りした《参考資料》を御覧ください。

農業経営基盤強化促進法の第9条に基づく利用権設定等促進事業には、使用貸借権を設定する以外にも、所有権の移転も可能となっております。

今回の議案は参考資料の「対象となる農地等」において、開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地、としてみなされるので、所有権の移転が可能と考えております。また、本案件は、農業用施設の建築を計画しておりますが、農業経営基盤強化促進法第9-6において、「農用地利用集積計画によって農用地について転用のための所有権の移転等が行われる場合には、農地法第5条第1項の許可を受けることを要しない」と定められております。

次に《議案第3号 別紙4》を御覧ください。

こちらは、所有権移転を目的とした農用地利用集積計画となっております。

こちら新規の申し込みとなり、さんからさんへの所有権移転の手続きになります。あわせて、隣接するさんが所有する土地も今回の利用権設定等促進事業に含まれており、これらの土地を一体として農業用施設の建築に利用される土地とみなし農業経営基盤強化促進事業を行うものです。

期間は所有権移転のため令和4年3月1日から永久となっております。

裏面以降は、譲受人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

また、基盤強化促進法に基づく所有権の移転には、使用貸借権の設定と同様に農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます。こちらに関しましては、《議案第3号 別紙5》の調書を御覧ください。

内容としましては、整理番号1番と同じ要件となっているため、詳細は割愛させていただきますが、一か所、第3号のロにつきましては、さんは法人でございますので、追加で御説明いたします。

第3号のロその者が法人である場合、役員の内1名以上が農業常時従事できることとありますが、さんについては、役員のうち2名が農作業常時従事できておりますので、こちらの要件を満たしております。

## 事務局

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

続いて、《議案3号別紙6》開発事業計画を御覧ください。

こちらは、開発して農用地又は農業用施設とすることが適当な土地の所有権の移転等に当たり、その権利を受けようとするものから、開発事業計画を求めることが、農業経営基盤強化促進法の基本要綱に定められております。

その中で、開発事業の実施が確実と認められること等を確認する必要があります。本案件は櫛の加工施設を建築予定となっております。

資金について、日本政策金融公庫より、スーパーL資金にて融資を受ける予定となっており、既に審査が通っている旨を事務局が日本政策金融公庫に電話にて確認いたしました。

また、加工施設の詳細については《議案3号別紙7》の地番配置図でも御確認いただけます。

以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

## 議長

整理番号2番について、川鍋委員さんの補足説明はございますか。

## 委員

議席番号2番 川鍋です。

整理番号2番について説明します。

2月18日、           さん社員2名、事務局2名と現地調査を行いました。

畑4筆のうち三丁目(地番)こちらが所有権を移転するということで、調査をしております。現在は秋冬野菜の残りが植わっておりまして、すぐに片づけられるような状態にはなっております。

特に問題はないと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。  
本件につきまして御質疑ございますか。

## 委員

質疑 2

議席番号 13 番 鈴木です。

所有権移転はいつ行われるのか。

## 事務局

こちらで通知を出して、その通知を持って法務局で所有権移転の手続きをしていただくので、日付は 3 月 1 日なのですが、実際登記が変わるのが、3 月上旬から中旬にかけてと彩の榊さんがおっしゃっていました。  
支払方法ですが、18 万円現金で支払います。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

## 議長

挙手 12 名により、可決されました。

よって、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」2 件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用配分計画案について」1 件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について」1件を御説明いたします。

本件は、平成31年3月1日から令和5年2月29日までの5年間となっており、農地所有者の　　さんから東京都農業会議へ使用貸借権の設定を行っている農地についてです。はじめに《議案第4号 別紙1～別紙2》を御覧ください。

この農地は現在、　　さんが使用借人となっておりますが、令和4年3月31日をもって解約の予定となっております。別紙1は所有者の　　さんと中間管理機構である東京都農業会議との平成31年3月に設定した貸借の通知書、別紙2は東京都農業会議経由でこれまで借りていた　　さんの貸借解約書となっております。

本議案では、この農地について、別の農業者から新たな借受希望の申込があったため、東京都農業会議より青梅市に対して農用地利用配分計画案の作成の依頼があったものでございます。それでは、議案の4ページを御覧ください。

《議案参照。読み上げ》

次に、《議案第4号 別紙3》を御覧ください。

こちらが、東京都農業会議より作成を依頼された農用地利用配分計画案です。添付書類には、使用借人である　　さんの経営状況等が記載されています。

次に、《議案第4号 別紙4》をご覧ください。

配分計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律の第18条第5項の各要件が満たされていることが求められます。

◎農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項

はじめに、第1号「基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること」でございますが、本計画は、認定農業者等の中核的な担い手への農地の集積として、経営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとするものであり、都の基本方針構想及び農業会議の規定に適合すると考えております。

## 事務局

続いて第2号「公表されている者であること」でございますが、権利の設定を受ける者は、東京都農業会議の農地中間管理事業のホームページ上で、農用地等借受希望者一覧で公表されていますので、該当すると考えております。

続いて第3号のイ「農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること」でございますが、権利の設定を受ける者の保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれますので、該当すると考えております。

続いて第3号のロ「農作業に常時従事すると認められること」でございますが、農作業を行う必要がある日数、年間150日以上、従事すると見込まれますので、該当すると考えております。

続いて、第4号のイとロにつきましては、農作業常時従事をしない場合となりますので、適用いたしません。

最後に第5号「同意が得られていること」でございますが、利用配分計画案を確認いただき、同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって各号と照合した結果、許可要件をすべて満たしていると考えます。

現地調査につきましては、2月18日に、加藤会長と行いまして、本計画で支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、担当委員の私から説明いたします。

## 委員

露地野菜と現況地目畑となっているのですが、ここは田んぼで現況は畑になっています。議案第4号、別紙3に書いてあるのですが、現況地目田んぼということなので、田んぼを頑張りたいと話をしました。

## 委員

隣の田んぼが草の田んぼなので、もし借りられるなら、そちらの方もお願いできますかと話をしてみたところ、出来ればやりたいなど言っていました。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

挙手 12名により、可決されました。

よって、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について(移転)」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の5ページを御覧ください。

本件は所有権移転を伴う農地転用許可の申請です。

市街化調整区域内の農地であるため、農地転用の許可権者は東京都であり、農業委員会は東京都へ意見書を送付することとなっています。



## 事務局

《議案参照。読み上げ》

次に、《議案第5号 別紙1》の制度概要を御覧ください。

農地転用許可制度では、優良農地の確保のために農地を区分して、農業上の利用に支障が少ない農地への誘導と、転用目的の確認を行っています。

本件については、申請地は第2種農地にあたります。そのため、立地基準として、第3種農地など他の土地では転用が難しいこと、一般基準として、転用に確実性があることや周辺農地に支障が出ないことが求められます。

次に、《議案第5号 別紙2》の意見書（案）を御覧ください。

詳細は後ほど御確認いただければと思いますが、「農地転用に関する許可基準からみた意見」について、裏面を御覧ください。検討事項としては12項目設けられています。

はじめに、「1 農地の区分と転用目的」について、申請農地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由とありますが、こちらは《議案第5号 別紙3》の理由書を御覧ください。申請土地は、譲受人が自宅および経営する会社への出入りのため進入路(私道)として転用を計画しています。転用後は、《議案第5号 別紙4》の図のとおり、アスファルトで舗装される計画です。裏面の現況写真ですと、右側に見える橋が譲受人の自宅および経営する会社へ行くために通る必要があるもので、その進入路として左側にある三角形の土地をアスファルト舗装の道に転用する計画となります。なお《議案第5号 別紙5》は《別紙4》の詳細となっていますが、申請地の北側(図面上では左側)について、一部がすでに都道との境の縁石として使われているため、その部分(1㎡)を除きアスファルト舗装を計画しています。以上により、他の土地では代替性がなく、農地転用の申請はやむを得ないと認められると考えます。

次に、「2 資力及び信用」について、《議案第5号 別紙6》の転用見積書および残高証明書により、適当と考えます。

次に、「3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」については、妨げとなる権利を持つ者はいないため、該当いたしません。

次に、「4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」については、先ほ

ど確認した《議案第5号 別紙4～別紙5》の施行計画図等により、確実であると考えます。

次に、「5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」および「6 農地以外の土地の利用見込み」については、該当いたしません。

次に、「7 計画面積の妥当性」については、先ほど確認した《議案第5号 別紙4～別紙5》の施行計画図のとおりです。なお事務局および東京都による現地調査においても、計画図の数値と相違ないことを確認しております。以上により、計画面積については、適当であると考えます。

次に、「8 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性」および「9 周辺の農地等に係る営農状況への支障の有無」については、該当いたしません。

次に、「10 農地の利用の集積への支障の有無」については、申請地は貸借権の設定など農業経営基盤強化促進法にもとづく農用地利用集積計画は作成されていないこと、農業振興地域整備計画において農用地区域への編入予定がないことから、支障はないと考えます。

最後に、「11 一時転用である場合にはその妥当性」および「12 法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況」については、該当いたしません。

以上により、本件については、転用計画のとおり農地転用することについて、やむを得ないと考えています。

なお、現地調査でございますが、2月16日に川口委員と行き、転用することについてやむを得ないと確認していただきました。

よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番につきまして川口委員さんの補足説明はございますか。

## 委員会

議席番号9番 川口です。

整理番号1番について説明します。

2月16日に事務局2名と現地調査を行いました。事務局の言う通り妥当であると判断いたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

#### 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

#### 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

挙手 12名により、可決されました。

よって、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について(移転)」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

#### 議長

次に議案第6号「農業委員会による非農地証明について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

#### 事務局

議案第6号「農業委員会による非農地証明について」1件について御説明いたします。

はじめに、農業委員会による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、《議案第6号 別紙1》のとおり、山林の様相等を呈している場合には、非農地状態であることを、農業委員会が証明するものでございます。

本件につきましては、《議案6号 別紙2》の照会書のとおり、非農地状態であることについての意見照会が、法務局より農業委員会に対してあったものでござ

います。

《議案参照読み上げ》

今回、山林、原野として非農地判断された土地のみ議案にあげております。照会書にも記載がありますが、雑種地として判断された土地については、別途東京都と手続きを進めてまいります。

当該地につきましては、案内図の22ページを御確認下さい。また、《議案第6号 別紙3》の写真撮影方向図のとおり現地の写真を撮影いたしました。

続いて「《議案第6号 別紙4》」を御覧ください。当該地については、写真の通り、雑木や竹が繁茂しており、非農地状態であることが確認できました。

これらのことにより、長期にわたり、農地として利用されず、現況についても非農地であることを確認いたしましたので、非農地証明を行いたいと考えます。

なお、現地につきましては、2月18日に川鍋委員さんにご確認いただきました。

また、東京都に対しても事前協議を行い、非農地状態であることを確認いただいております。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番につきまして川鍋委員さんの補足説明はございますか。

## 委員会

議席番号2番 川鍋です。

整理番号1番について説明します。

2月18日、事務局2名と現地調査を行いました。調査した結果、長い間放置されているような感じがしておりましたが、問題はないと思います。

よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

**議長**

採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

**議長**

挙手 12名により、可決されました。

よって、議案第6号「農業委員会による非農地証明について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

**議長**

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

**議長**

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、3件で1ページに記載されたとおりです。

**議長**

次に「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、3件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、13件で3ページから4ページに記載されたとおりです。

次に「耕作証明書について」は、1件で5ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をい

ただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後 4 時 25 分から開会いたします。